

農住組合制度の概要

1. 目的

農住組合制度は、農住組合法（昭和 55 年法律第 86 号）に基づき、市街化区域内農地の所有者等の主体的な取り組みにより、必要に応じ当面の営農の継続を図りつつ、協同で住宅地等の供給を推進することを目的としている。

2. 概要

(1) 組合の設立

組合の設立に当たっては、3人以上の市街化区域内農地の所有者が発起人となり、都道府県知事（政令指定都市及び中核市の長を含む。）の認可を経て設立される。

(2) 組合の地区の要件

- ① おおむね 0.5ha 以上の一団の市街化区域内農地等を含むものであること
- ② 市街化区域内農地等の面積の合計が、地区の面積のおおむね 2 分の 1 以上を占めること 等

(3) 組合の事業

農住組合の事業は、宅地の造成、住宅の建設・管理や農地の保全等を総合的かつ一体的に行える点が特色である。

- ①主たる事業 : 土地区画整理事業等による宅地造成のための土地の区画形質の変更及び住宅の建設・管理 等
- ②その他の事業 : 店舗等の利便施設及び市民農園等のレクリエーション施設の建設・管理 等

(4) 設立対象地域

次に掲げる土地の全部または一部を含む都市計画区域。

- ① 首都圏の既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域
- ② 近畿圏の既成都市区域、近郊整備区域及び都市開発区域
- ③ 中部圏の都市整備区域及び都市開発区域
- ④ 都の区域、道府県庁所在の市又は人口 25 万人以上の市の区域
- ⑤ 地方拠点都市地域
- ⑥ 以上の地域と密接な関連を有する都市計画区域で主務大臣が定めるもの

(5) 設立申請期限 平成 23 年 5 月 19 日まで

3. 設立状況 80 組合（平成 18 年 9 月末現在）